

豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にするまちをめざして



第14回協議会ですべての協議終了！

9月1日に
せたな町が
誕生します！

第11号
2005.8

第13回合併協議会開催 … 2

第14回合併協議会開催 … 5

住所表示のお知らせ … 6

町章募集結果報告 …… 7

檜山北部三町を訪ねて
第10回 大成町 …………… 8

編集・発行 檜山北部3町合併協議会事務局

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp

第13回合併協議会開催



第13回檜山北部合併協議会が、平成17年6月28日(火)に北檜山町健康センターで開催されました。
特に報告第2号「3町の廃置分合及び郡の区域の決定について」の関連で、広域連合の解散協議の経緯について白熱した議論が展開され、早急に次の協議会を開催し、全員の合意のもとに解決をしていくことが話し合われました。

報告事項

◎合併協議会委員の変更

本年四月一日付の道の人事異動により、小田千秋氏に代わり佐藤憲次氏が地域政策部長として着任され、会長から協議会委員の委嘱状が交付されました。

◎三町の廃置分合及び郡の区域の決定

本年四月二十八日付をもって、三町の廃置分合及び郡の区域の決定について総務大臣の告示が行われたことについて報告がなされました。

檜山北部広域連合の解散協議については、早急に話し合いを持って、合意のもとに解決をしていくことになりました。

○総務省告示第五百二十二号

町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町及び同郡北檜山町を廃し、その区域をもつてせたな町を設置する旨、北海道知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年九月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年四月二十八日

総務大臣 麻生 太郎

○総務省告示第五百二十三号

郡の区域決定

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、久遠郡大成町、瀬棚郡瀬棚町及び同郡北檜山町を廃し、その区域をもつてせたな町を設置することに伴い、同法第二百五十九条第三項の規定により、同町の属すべき郡の区域を久遠郡とする旨、北海道知事から届出があったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年九月一日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年四月二十八日

総務大臣 麻生 太郎

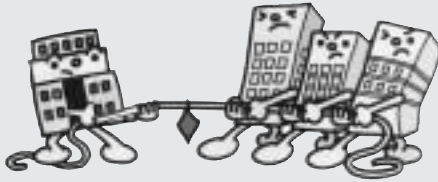
■主な意見・質問

質問—先般の新聞報道で甚だ議決の内容と違つと感じました。特に広域連合の事例については三町合併協議会において解散、そして新町単独の方針が決定されているのではないですか？

回答—一年二カ月、十三回にわたつて協議をし、決定をしたわけですので、その決定について方針を変えるということはありません。新聞報道により、この時点で三町の足並みが乱れているような受けとめ方をされる町民の方もおいでになろうと思いますが、協定書についての変更の考えは全くありません。

回答―広域連合の解散については、協定書の中身を変えないで田満な解決の方法を見出せないか検討中です。構成する四町の内、三町(大成・瀬棚・北檜山)の法人格が八月三十一日をもって消滅するわけで、その過程で三町が脱退するとなると、今金町が一町だけ残って基本的には自然解散になります。

しかし、実態がなくてもいろいろな負担が発生し、住民に不利益を与えることにもなりかねないため、円満な解散に向けて努力していきます。回答―介護審査会の問題は、四町が足並みをそろえてきちんとして協議を調整、各町とも議会が議決できる状態に持っていくというのが一番理想的ですが、自然解散になりますと、現在持っている連合の財産(コンピュータ・リースの介護審査会の機械・データ・ソフト等)は、すべて今金町も新町も活用できません。



いくかは、やはり四町が多少なりとも譲り合う中で、田満な解散をしていくことが必要だと考えます。解散の手续をするためには、構成町の解散議決が必要で、その後知事に申請をして許可をもらう手順になります。三町だけが脱退するという議決をしたところで、知事に申請することはできません。

質問―解散の協議が進展しないことは大変残念です。広域連合で行っている介護保険事務は住民福祉に密着した事務であり、この観点から介護保険事務が停滞するということは行政としてあってはならないことです。また、介護認定審査会のあり方の問題では、共同設置・単独設置のどちらの方法を選択するかという課題も残っています。

自然消滅ということになると、全く存在感のない法人が残ってしまうことになります。ですから、やはり四町がきちんと協議をして解散をするという道以外には、知事の許可の出る方法はないということになります。そういうことを含めて、今までどついう形で広域連合を離脱する方法を考えていたのですか。



回答―今金町の主張は、「連合の解散については認めるが、審査会だけでも残してくれば今金町の議会としてもこれに賛同できる」というところまで来ています。ですから、何とか協定書を変えないでやる方法論として、介護認定審査会の共同設置も一つの考え方として受けとめたいと思っています。

◎せたな町特別職等の報酬額等の答申
六月九日付で檜山北部三町合併特別職報酬等審議会会長、佐久間治男氏から三町長に対し、五月十日付で諮問を受けたせたな町特別職等の報酬額等について、慎重に審議した結果、次のような答申書が送付された旨の報告がありました。

町長	月額	750,000円	農業委員会会長	年額	300,000円
助役	月額	600,000円	委員	年額	250,000円
教育長	月額	550,000円	選挙管理委員会委員長	年額	206,000円
議長	月額	235,000円	委員	年額	173,000円
副議長	月額	190,000円	固定資産評価審査委員会委員長	日額	8,800円
委員長	月額	175,000円	委員	日額	7,700円
議員	月額	165,000円	町長職務執行者	月額	750,000円
教育委員会委員長	年額	330,000円	合併特別区の長の職務を行なう者(合併特別区暫定区長)	月額	530,000円
委員	年額	274,000円	合併特別区区長	月額	530,000円
監査委員	年額	330,000円	合併特別区協議会会長	日額	8,800円
見	年額	274,000円	委員	日額	7,700円
議会選出					

■審議経過

審議に当たっては、北部三町と檜山・渡島管内や道内類似団体との特別職等の報酬額等の状況、財政状況の比較を行うとともに、さらに三町の合併が行われた背景として、地方交付税の削減等で財政状況が一層厳しくなっていくということなどの現実面を町民の目線でとらえた場合などを踏まえて、さまざまな角度から意見を述べ合い、協議を行ってきました。

こうした中で、特別職及び議会議員の報酬等については、基本的に三町における平成十七年四月一日現在の平均報酬月額等をベースにして、それぞれ職務の責任の度合いなどを加味し、さらに今般の財政情勢や町民感情も考慮に入れながら結論を出したものです。

■審議の主な意見

① せたな町の人口規模は、一万一千人余に達し、合併町として特別職の職責の負担度合いは高まることですが、新町の財政状況を勘案した場合、常勤の特別職の給料額を道内類似団体と肩を並べさせることは町民感情からいって厳しい

ものがある。

② 議会議員の報酬額については、今回在任特例で在職する三十九人の報酬額を検討し、議員定数二十二人の報酬額については、一年八カ月後の時点で協議するようにしてほしい。

また、農業委員会委員の報酬額についても、合併後十カ月間、在任特例により二十八人在職することとなることから、他の行政委員会委員報酬額とは切り離して考えるべきである。

③ 特別職及び議会議員に支給されている期末手当役職加算については、制度の趣旨からいっても町民の理解を得られないので、新町においてはこの点を十分考慮してほしい。

④ 行政委員会委員の報酬については、非常勤の特別職として主に年額により支給してきており、各執行機関の運営等に関わる職の特殊性を考えた場合、北檜山をベースに考えてもよいのではないか。

⑤ 合併特別区の区長の給料額については、職務の責任度合いなどを考慮すべきである。

◎平成十六年度檜山北部三町合併協議会事業報告

事務局より次のような報告がありました。

- ・合併協議会の開催(十二回)
- ・小委員会の開催
- ・新町名候補選定小委員会(五回)
- ・新町建設計画策定小委員会(五回)
- ・議会議員定数・任期検討小委員会(一回)
- ・幹事会の開催(十九回)
- ・専門部会の開催
- ・行財政・保健福祉・産業建設・教育協議会だより発行(九回)
- ・協議会だより発行(九回)
- ・電算システム統合及びネットワーク整備作業
- ・新町まちづくりプランダイジェスト版町民説明会の開催
- ・合併協定書調印式の実施
- ・三町の廃置分合について道知事へ申請

認定事項

◎平成十六年度檜山北部三町合併協議会歳入歳出の決算

歳入総額三、四六四万三、四七七

議案事項

円、歳出総額三、三〇四万四、五八九円、歳入歳出差引残額一五九万八、八八八円となり、翌年度に繰り越しする旨の説明があり、異議なく認定されました。

◎平成十七年度檜山北部三町合併協議会補正予算 (承認)

補正の主な歳入は十六年度の繰越金で、歳出では報酬と旅費とにかかるとるもので会議費、調査研究費、また、広報広聴費として新町のガイドブック作成のための印刷製本費が主なものです。異義なく原案のとおり承認されました。

■主な意見・質問

質問ー新町ガイドブック作成ということで八月中には配るという内容ですが、合併した場合、全町的に約四、〇〇〇円くらいになると思います。この補正でおさまるから心配ですが。回答ー企画から印刷までだと足りませんが、原稿は当方がつくり、印刷だけお願いする予定です。

第14回合併協議会開催



第十四回檜山北部合併協議会が、平成十七年七月十一日(月)に北檜山町健康センターで開催されました。七月六日、三町長会議が開催され、せたな町における介護認定審査会のあり方についての協議が行われました。結果、今金町と新町との共同による認定審査会を設置することについて確認をし合ったことの報告がなされ、本協議会で承認されました。

報告事項

◎ 新町における介護認定審査会の協議結果

第十四回合併協議会において、次のような報告がありました。

.....
 せたな町・今金町介護認定審査会の
 共同設置についての協議報告
 。。。。。。。。。。

① 平成十七年九月一日から、せたな町・今金町の二町で構成する地方自治法に基づく共同の介護認定審査会を設置する。(機関の共同設置)

主な内容

- ・ 認定審査委員は、せたな町、今金町から推薦し、代表町長が委嘱する。

- ・ 事務局は、今金町が行う・運営費は両町で負担する。

- ・ せたな町からの審査対象者は、継続申請の者、新規で判定困難なケースの者。

- ・ 制度改正(新予防給付審査・障害者判定審査)による者。

② 共同設置による認定審査会の運営方法については、両町事務担当者が協議を行っていく。

大成町・瀬棚町・北檜山町の三町長会議での決定事項

(7月6日開催)

平成17年9月1日からせたな町に、合併協定のとおりに条例に基づく「せたな町介護認定審査会」を設置する。(旧3町の住民に対する新規の者など迅速な審査体制と公平性の確保を図る)

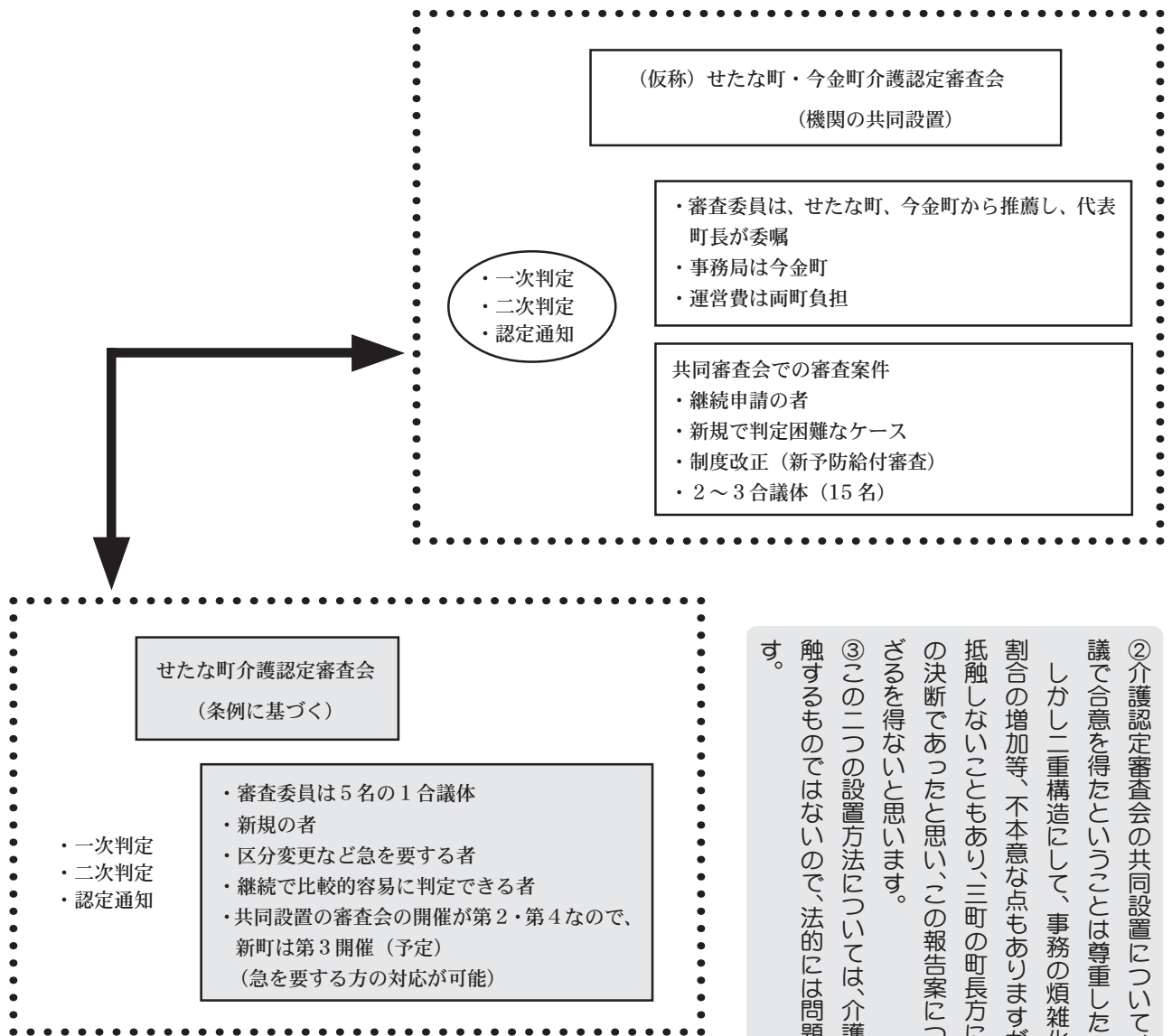
主な内容

- ・ 認定審査委員は5名の1合議体。
- ・ 審査対象者は、新規の者、区分変更など急を要する者、継続で比較的容易に判定できる者。

■ 審議の主な意見

① 合併まであと五十日そこそこになった今、大きく期待ができなくても共同設置というような形もやむを得ない流れなのかもしれません。合併に向かって、この報告を最終の結果報告として皆様のご賛同をいただけたらと思います。

介護認定審査会共同設置イメージ図



お知らせ

平成17年9月1日に大成町・瀬棚町・北檜山町が合併して「せたな町」になることにより、住所表示が次のように変わります。

- ・大成町＝せたな町大成区、瀬棚町＝せたな町瀬棚区、北檜山町＝せたな町北檜山区になります。
- ・字名の「字」及び「の」はなくなります。

- 例 大成町字太田〇〇番地の〇 → せたな町大成区太田〇〇番地〇
 瀬棚町字三本杉〇〇番地の〇 → せたな町瀬棚区三本杉〇〇番地〇
 北檜山町字北檜山〇〇番地の〇 → せたな町北檜山区北檜山〇〇番地〇

せたな町町章募集に

たくさんのご応募ありがとうございました。



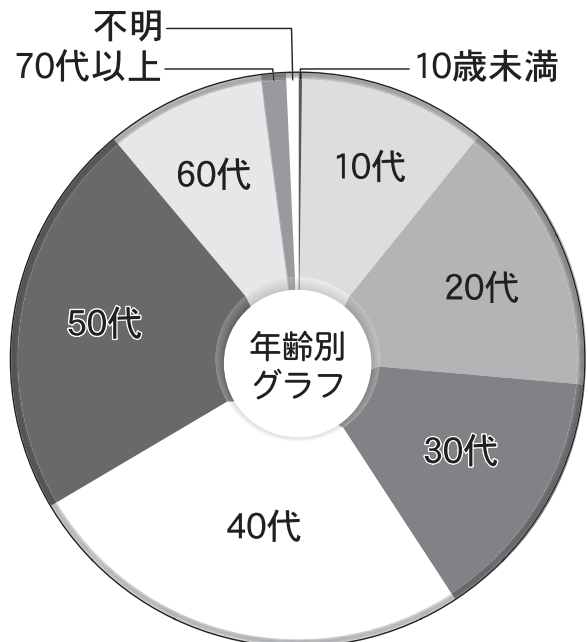
平成17年5月1日～6月15日まで募集したせたな町の町章には、全国の279名の方から計576点のご応募をいただきました。たくさんのご応募ありがとうございました。

今後は、せたな町において町章を決定することになります。

応募者内訳

■年齢別の応募者数

年齢	作品数	人数	作品構成比
10歳未満	1	1	0.2%
10代	61	45	10.6%
20代	90	45	15.6%
30代	83	40	14.4%
40代	148	67	25.7%
50代	129	58	22.4%
60代	52	17	9.0%
70代以上	8	4	1.4%
不明	4	2	0.7%
合計	576	279	100.0%



■職業別の応募者数

区分	作品数	人数	作品構成比
デザイン関係	77	27.6%	
小・中学生	3	1.1%	
高校生	28	10.0%	
大学生	3	1.1%	
専門学校	17	6.1%	
自営業	32	11.5%	
公務員	7	2.5%	
教員	4	1.4%	
会社員	42	15.1%	
事務員	2	0.7%	
主婦	13	4.7%	
農林・漁業	4	1.4%	
パート・フリー	10	3.6%	
建築関係	3	1.1%	
看護・介護	0	0.0%	
無職	14	5.0%	
その他	8	2.9%	
不明	12	4.3%	
合計	279	100.0%	

■道内別の応募者数

市町名	作品数	人数	作品構成比
札幌市	31	19	22.0%
北広島市	1	1	0.7%
恵庭市	1	1	0.7%
石狩市	1	1	0.7%
小樽市	3	2	2.1%
帯広市	3	1	2.1%
函館市	5	3	3.5%
上磯町	1	1	0.7%
江差町	14	2	9.9%
様似町	1	1	0.7%
大成町	40	26	28.4%
瀬棚町	9	7	6.4%
北檜山町	31	19	22.0%
合計	141	84	100.0%

夏を満喫！ 大成町で遊ぶ

平浜海水浴場

青い空を吸い込んだような輝きを放つ大成町の海は、夏を満喫できる絶好のスポット。平浜海水浴場は、貝取潤溪谷のキャンプ場に近いこともあり、家族や友達同士で海水浴・海浜散策等を楽しむ人々でにぎわっています。

北海道最西端の町ならではの美しい夕陽は、きっとあなたの思い出の1ページに大切に保存されることでしょう。



貝取潤溪谷キャンプ場

天然自生の五葉松が峰に点在し、貝取潤川に沿って咲く野の花が四季のうつろいを感じさせます。「レクリエーションの森」とイワナやヤマベを放流する川に囲まれたキャンプ場です。整備された遊歩道やテニスコートなど、レクリエーション施設も完備しています。周辺には温泉が楽しめる国民宿舎あわび山荘やログハウス調の水洗トイレもあり、快適なアウトドアライフを楽しめます。



合併協議会だよりをごらんいただき、ありがとうございました。

昨年4月に創刊号を発行して以来、町民の皆様には協議会で話し合われた内容や結果についてお知らせ版として情報をお届けしてまいりましたが、今月の第11号をもって最終号とさせていただきます。

また、合併協議会事務局も8月31日で廃止となりますのでご承知ください。

檜山北部3町合併協議会事務局

<http://www.dsunit.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1（北檜山町役場内）

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp